

平成 25 年 8 月 29 日

市内介護保険事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび、本市は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり行政処分を決定致しました。

記

1 処分対象の事業者

名古屋市中村区に所在する営利法人

2 処分対象の事業所

名古屋市中村区に所在する（介護予防）訪問介護事業所

3 処分の内容

指定の一部の効力の停止（平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの間新規利用者の受入を停止し、介護給付費の請求の上限を 7 割とする）

4 処分の原因となる事実

(1) 虚偽の指定申請(法第 77 条第 1 項第 9 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 8 号)

訪問介護事業所の運営には、法令上、常勤のサービス提供責任者の配置が必要であることを知りながら、常勤で勤務する予定のない者を常勤のサービス提供責任者と偽るため虚偽の勤務表を作成し、平成 23 年 2 月 15 日付で指定申請を行った。その際、同様の手法で訪問介護員についても、常勤で勤務する予定のない者を常勤の訪問介護員と偽り、指定申請を行った。

(2) 虚偽の変更届(法第 77 条第 1 項第 10 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号)

指定申請時とは別のサービス提供責任者が常勤で勤務する内容を示す偽造した雇用契約書及び虚偽の勤務表を作成し、平成 24 年 4 月 23 日、平成 24 年 8 月 28 日と 2 度にわたり、サービス提供責任者の変更届に添付して提出した。

問合先

介護保険課居宅指定係 9 7 2 - 3 4 8 7

指導係 9 7 2 - 2 5 9 2

Fax 9 7 2 - 4 1 4 7